

外国籍の従業員を雇用する事業主のみなさまへ

## 外国籍の従業員の方へ **周知** をお願ひいたします

日本年金機構・年金事務所から封書(封筒イメージ図)が届いた従業員の方は、保険料が未納になっている場合や、免除申請の手続きが済んでいない場合があります。

外国籍の従業員の方へご確認いただき、封書が届いている場合は、**お近くの年金事務所へご案内をお願いします。**

&lt;封筒イメージ図&gt;



### 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

国民年金は、国籍に関係なく、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が被保険者になります。外国籍の方が日本に入国した場合、「**入国から厚生年金保険加入までの期間**」(※1)や、「**退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間**」(※2)が、未納になっている場合があります。この期間についても、法律によって国民年金に加入し、**保険料を納付する義務**があります。

&lt; 国民年金加入イメージ図 &gt;

**■ 国民年金保険料の納付または免除申請が必要です！**



経済的な理由により保険料を納めることができない場合は「**保険料の免除制度**」があり、原則として前年の所得を基準に審査しています。このため、入国された最初の年については、免除基準に該当する可能性があります。

保険料を未納のままにすると、年金の受け取りや在留資格などの審査に影響が出る場合があります。納付が困難な場合は、速やかに免除申請の手続きを行っていただくよう**お近くの年金事務所（国民年金課）をご案内願います。**

### ■□■ 年金事務所以外のご相談窓口など ■□■

年金に関する説明やお知らせを「**わかりやすい日本語**」やさまざまな言語で読むことができるウェブサイト。

【外国人向けサイト】

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



日本語以外の言語で**電話相談**できます。

ねんきん加入者  
ダイヤル

0 5 7 0 - 0 0 3 - 0 0 4

050で始まる番号で電話する場合は 03-6630-2525

対応言語

- ・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語
- ・スペイン語・タガログ語・ベトナム語
- ・インドネシア語・タイ語・ネパール語
- ・ミャンマー語

対応時間

【英語】	月曜日	8:30～19:00
	火曜日～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日	9:30～16:00
【その他の言語】	月曜日～金曜日	8:30～17:15